

諫早市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり公表する。

令和4年8月12日

| | | | |
|---------|---|---|----|
| 諫早市監査委員 | 谷 | 口 | 啓 |
| 諫早市監査委員 | 森 | 口 | 恭子 |
| 諫早市監査委員 | 島 | 田 | 和憲 |

令和4年度定期監査（前期）結果報告

1 監査の対象

総務部：職員課、情報システム課
企画財務部：財政課、契約管財課、納税課
会計管理者：会計課
こども福祉部：障害福祉課、保護課
多良見支所：地域総務課、産業建設課
森山支所：地域総務課、産業建設課

※監査の対象年度：令和3年度

2 監査の期間

令和4年5月10日（火）から令和4年7月8日（金）まで

3 監査の方法

監査の実施にあたっては、諫早市監査基準に基づき、あらかじめ指定した財務関係資料（指定様式）、歳入関係帳簿類及び歳出関係帳簿類の提出を求め、その内容が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかを監査し、また、必要に応じて関係職員から事情を聴取するなどの方法により実施した。

4 監査の結果

財務に関する事務の執行は、おおむね適正に執行されていると認められるが、一部において改善、検討の必要がある事例が見受けられたので、その状況を記載する。
なお、注意事項については、講評の際などに改善を求めた。

【総務部 職員課】

- 精算事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第42条第1項によると、資金前渡担当者は、前渡資金について、支払が完了したとき、若しくは保管事由がなくなったとき又は当該年度の出納閉鎖期日において、前渡資金に使用残額があるときは、直ちに資金前渡精算報告書を作成し、前条の規定により徴した領収証書又は支払を証明する書類を添えて当該前渡資金に係る支出命令権者に提出しなければならないと規定されているが、支払が完了した後、一月以上精算処理が行われていない事例が見

受けられた。

については、精算事務について規則に基づき適正に行われたい。

【総務部 情報システム課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、賃借料等に係る納入通知書の送達が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

【企画財務部 財政課】

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第1項によると、収入命令権者は、歳入の調定をしたときは、直ちに納入義務者に納入通知書を送達しなければならないと規定されているが、電算機使用料（上下水道局分）に係る納入通知書の送達が遅延している事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

【企画財務部 納税課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、収納支援システムに係る負担金の調定が任意の日で行われている事例。
- ② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、県民税徴収取扱委託金の調定が任意の日で行われてい

る事例。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

- 徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市会計規則第14条第2項によると納入通知書に記載する納入期限は、法令その他別に定めがあるものを除き、調定の日から20日以内において定めるものとする規定されているが、収納支援システムに係る負担金の納入期限が調定の日から20日を超えた任意の日を設定されている事例が見受けられた。

については、徴収事務について規則に基づき適正に行われたい。

【こども福祉部 保護課】

- 調定事務について改善を求めるもの

【指導事項】

調定事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市会計規則第8条第1項によると、歳入を収入しようとするときは、当該歳入に係る法令、契約書その他関係書類に基づいて調定しなければならないと規定されているが、中国残留邦人生活支援事業費委託金の調定が任意の日で行われている事例。
- ② 諫早市会計規則第8条第3項によると、国庫支出金、地方交付税等の補助又は交付の指令があったときは、直ちに調定の手続きをしなければならないと規定されているが、補助金等の調定が任意の日で行われている事例。

については、調定事務について規則に基づき適正に行われたい。

【多良見支所 産業建設課】

- 道路占用料等の徴収事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。

- ① 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年以下の場合にあつては、当該占用の開始前に全額を徴収すると規定されて

いるが、納入期限が占用開始後の任意の日に設定されており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例。

② 諫早市緑化公園条例施行規則第12条第2項によると、使用料の減免を受けようとする者は、その旨を市長に申請しなければならないと規定されているが、公園施設使用料減免申請書が提出されておらず、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例。

③ 諫早市緑化公園条例施行規則第12条第1項において使用料の減免の区分及び額が規定されているが、なごみの里運動公園使用料の減免について適用する条項を誤っている事例。

については、道路占用料等の徴収事務について、条例等に基づき適正に行われたい。

○ 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1月以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。

○ 漁港施設占用料等の徴収事務について改善を求めるもの

【指導事項】

徴収事務に関し、次の事例が見受けられた。

① 諫早市漁港管理条例第20条第1項によると、利用者は利用料等を市長が指定する日までに納付しなければならないと規定されているが、喜々津漁港施設占用料が市長が指定する日（納入期限）までに納入されていない事例。

② 諫早市道路占用料条例第3条第1項によると、占用料は、占用の期間が1年を超える場合にあつては、次年度以降の分については毎年度分を当該年度の4月30日までに徴収すると規定されているが、4月30日までに徴収されていない事例。

- ③ 諫早市行政財産の使用料徴収条例第8条によると、使用者は、市長の発行する納入通知書により、使用前にその使用料を納入しなければならないと規定されているが、舟津公園占用料の納入期限が使用後の任意の日に設定されている事例。

については、漁港施設占用料等の徴収事務について、条例等に基づき適正に行われたい。

- 物品の管理について改善を求めるもの

【指導事項】

諫早市物品会計規則第14条によると、備品管理記録票に記載すべき物品の価格は取得価格又は見積価格と規定されているが、備品管理記録票の単価及び取得価格又は見積価格が記載されておらず、前回の定期監査時の注意事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、物品の管理について規則に基づき適正に行われたい。

【森山支所 産業建設課】

- 屋外広告物に係る更新許可事務について改善を求めるもの

【指摘事項】

長崎県屋外広告物条例施行規則第5条によると、許可の期間が1年以上3年以内のものにあつてはその期間の満了の日の1月前までに申請書を提出しなければならないと規定されているが、申請書の提出が遅延しており、前回の定期監査時の指導事項が改善されていない事例が見受けられた。

については、屋外広告物に係る更新許可事務について規則に基づき適正に行われたい。